

障がい者（児）の福祉

平成25年4月から、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となりました。

制度の谷間のない支援を提供する観点から、障がい者の定義に新たに政令で定める難病等が追加され、難病患者等で、症状の変動などにより、身体障害者手帳の取得ができないが、一定の障害のある方々が障害福祉サービス等の対象となりました。

1. 手帳等、医療、補装具支援

(1) 手帳等交付

① 身体障害者手帳の所持状況

身体障害者福祉法に定められたいろいろな援助を受けるためには、身体障害者手帳を所持していなければなりません。この手帳は、視覚、聴覚、平衡機能、音声、言語、そしゃく機能、肢体、内部（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルス、肝臓）など、永続する障害を有する者に限り交付されるもので、この手帳の交付を受けるには、福祉事務所を経由して県知事に申請することになります。

(各年度3月末)

	性 別	手帳所持者総数	手 帳 交 付 件 数					手帳交付率
			新規	転入	再交付	更新	計	
令和3年度		5,050	204	36	207		447	8.85%
令和4年度		4,955	219	22	226		467	9.42%
令和5年度	男	2,788	140	26	146		312	11.19%
	女	2,099	108	14	96		218	10.39%
	計	4,887	248	40	242		530	10.85%

障害別及び等級人数

(各年度3月末)

	等級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計	構成比
	障害別									
令和4年度	視 覚 障 害		82	87	14	16	37	12	248	5.01%
	聴覚・平衡機能障害		33	119	66	148	1	261	628	12.67%
	音声・言語・そしゃく機能障害		3	5	30	13	0	0	51	1.03%
	肢 体 不 自 由		516	430	272	299	151	134	1,802	36.37%
	内 部 障 害		1,096	38	602	490	0	0	2,226	44.92%
	合 計		1,730	679	984	966	189	407	4,955	100.0%
	構 成 比 (%)		34.92 %	13.70 %	19.86 %	19.50 %	3.81 %	8.21 %	100.0 %	
	障がい児(再掲)		42	13	16	12	4	6	93	1.88%

	等級 障害別	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計	構成比
令和5年度	視 覚 障 害	83	81	13	17	34	12	240	4.91%
	聴覚・平衡機能障害	33	120	65	155	1	264	638	13.06%
	音声・言語・ そしゃく機能障害	2	5	31	12	0	0	50	1.02%
	肢 体 不 自 由	522	418	264	293	146	140	1,783	36.48%
	内 部 障 害	1,099	36	569	472	0	0	2,176	44.53%
	合 計	1,739	660	942	949	181	416	4,887	100.0%
	構 成 比 (%)	35.58 %	13.51 %	19.28 %	19.42 %	3.70 %	8.51 %	100.0 %	
	障がい児(再掲)	50	12	13	10	4	7	96	1.96%

②療育手帳の所持状況

療育手帳制度は、知的障がい児(者)に対して一貫した指導・相談が行われるようにするとともに、各種のサービスを利用しやすくするために手帳を交付し、知的障がい児(者)の福祉の増進を図る制度です。

該当者区分:喪失者含まない性別

(各年度3月末)

程度別 性 別	18 歳 未 満			18 歳 以 上			合 計
	男	女	計	男	女	計	
最 重 度 A1	14	7	21	81	57	138	159
重 度 A2	43	15	58	157	124	281	339
中 度 B1	61	26	87	209	130	339	426
軽 度 B2	218	104	322	274	136	410	732
合 計	336	152	488	721	447	1,168	1,656
令和3年度療育手帳新規交付件数	58	23	81	6	4	10	91
令和4年度療育手帳新規交付件数	54	26	80	5	6	11	91
令和5年度療育手帳新規交付件数	55	20	75	7	10	17	92

③精神障害者保健福祉手帳の所持状況

精神疾患のある方が、障害の種別とその状態を確認し、必要な福祉施設・福祉サービスの利用をしやすくするための手帳です。これにより各方面の協力を得て、自立と社会参加の促進を図ります。手帳は障害の程度により1級から3級までとなります。

精神障害者保健福祉手帳所持者数

(各年度3月末)

区 分	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
1 級	269	284	553	280	297	577	281	304	585
2 級	507	601	1,108	589	696	1,285	635	746	1,381
3 級	133	146	279	158	170	328	170	189	359
合 計	909	1,031	1,940	1,027	1,163	2,190	1,086	1,239	2,325

(2) 医療費助成事業

①重度心身障害者(児)医療費助成事業

重度心身障がい者(身体障害者手帳の等級が1級又は2級・療育手帳の障害程度A1又はA2に該当)に対し、保健の向上と福祉の増進を図る目的として、保険診療による医療費の一部を助成します。

重度心身障害者(児)医療費助成支給状況

	受給 資格者数	支給実 人員数	一部負担金 (医療費)の額	入院時食事療 養費標準負担 額	訪問看護療養 費基本利用料
令和3年度	2,551人	2,370人	180,239千円	19,123千円	2,711千円
令和4年度	2,513人	2,359人	180,651千円	20,012千円	1,609千円
令和5年度	2,517人	2,334人	186,869千円	21,328千円	2,674千円

※令和5年度の新規申請件数は217件である。

②自立支援医療

(ア)更生医療

更生医療は、身体障害者手帳をお持ちの方が、その障害を取り除いたり軽くするために手術等の治療を行う際に利用できる、医療費の自己負担額を軽減する制度です。

	令和4年度		令和5年度	
	人数	公費負担額(千円)	人数	公費負担額(千円)
一般分	39	16,947	48	17,857
心臓分	74	45,280	76	62,542
腎臓分	645	323,725	644	356,477
合計	758	385,952	768	436,877

※千円未満切り捨てのため各欄の合計と合計欄が合わないことがあります。

(イ)育成医療

育成医療は、身体に障害のある児童や現在の状況を放置すると将来的に障害を残すと認められる児童(18歳未満)に対し、その障害を取り除いたり軽くするために手術等の治療を行う際に利用できる、医療費の自己負担額を軽減する制度です。

	令和4年度		令和5年度	
	人数	公費負担額(千円)	人数	公費負担額(千円)
一般分	67	2,390	36	1,102
心臓分	2	89	0	0
腎臓分	0	0	0	0
その他内臓障害	9	336	1	67
合計	78	2,815	37	1,170

※千円未満切り捨てのため各欄の合計と合計欄が合わないことがあります。

(ウ)精神通院医療

精神通院医療は、精神疾患（てんかん含む）で通院している方の医療費の自己負担額を軽減する制度です。所得に応じてひと月当たりの自己負担上限額が設定されますが、沖縄県では復帰特別措置法により、設定された自己負担上限額も公費負担となるため自己負担はありません。

（ただし、訪問看護事業所の訪問看護を除く。）

精神通院医療費利用者数

区 分	人 数	伸率(%)
令和 3 年度	4,415	-0.4
令和 4 年度	4,677	5.9
令和 5 年度	4,911	5.0

(3)補 装 具

① 補装具費支給制度

身体障がい者（児）の身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具（補装具）の交付及び修理を行います。

（単位：件・千円） ※修理も含む

種 別	令和 4 年度	令和 5 年度	種 別	令和 4 年度	令和 5 年度
義 肢	18	18	歩 行 補 助 杖	2	8
装 具	67	87	歩 行 器	6	2
車 椅 子	50	62	義 眼	0	0
電 動 車 椅 子	13	25	そ の 他	26	55
補 聴 器	105	107	合 計	291	368
盲 人 安 全 杖	4	4	公 費 負 担 額	29,988	40,216

② うるま市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業

市内に住所を有し、両耳又はいずれかの耳の聴力レベルが30デシベル以上で身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の児童に対して、補聴器の購入又は修理に要する費用の3分の2を助成します。（ただし、市民税非課税世帯及び生活保護世帯は全額助成）

区分	申請件数	補聴器の交付件数	補聴器の修理件数	公費負担額(千円)
令和4年度	13	6	7	674
令和 5 年度	10	4	6	301

2. 介護給付・訓練等給付

これまで、身体障害と知的障害、精神障害といった障害の種類によって受けられる福祉サービスが異なりましたが、障害者総合支援法の施行により、どの障害のある方も共通のサービスを受けられるようになりました。

(1) 介護給付費・訓練等給付費・障害児通所支援給付費支給状況

① 介護給付費・訓練等給付費支給状況

介護・訓練等種別			令和４年度				令和５年度			
			実人数	支給決定者数	年間延べ 利用者数	公費負担額 (円)	実人数	支給決定者数	年間延べ 利用者数	公費負担額 (円)
介護 給付 費	訪問系	居宅介護	331	470	3,897	298,264,102	348	482	3,943	316,955,977
		行動援護	29	35	357	52,050,970	37	39	426	58,325,171
		重度訪問介護	10	11	214	82,835,440	12	12	253	97,191,617
		同行援護	36	37	501	20,748,442	38	41	477	24,408,465
		訪問系小計	406	553	4,969	453,898,954	435	574	5,099	496,881,230
	日中活動系	療養介護	48	46	545	154,589,940	45	44	516	148,708,385
		生活介護	427	425	5,567	1,168,095,350	456	439	5,923	1,249,719,939
		短期入所 (ショートステイ)	99	267	756	59,567,742	139	264	984	72,741,802
		日中活動系小計	574	738	6,868	1,382,253,032	640	747	7,423	1,471,170,126
	施設入所支援		206	203	2,391	357,774,140	209	203	2,418	374,572,935
	施設系小計		206	203	2,391	357,774,140	209	203	2,418	374,572,935
	介護給付費合計		1,186	1,494	14,228	2,193,926,126	1,284	1,524	14,940	2,342,624,291
訓練等 給付 費	共同生活援助		236	234	2,390	364,474,984	271	268	2,773	446,469,311
	自立生活援助		0	0	0	0	1	1	6	125,960
	宿泊型自立訓練		21	11	147	19,589,533	18	14	154	18,768,657
	自立訓練（生活訓練）		39	26	300	47,579,646	38	27	306	43,685,121
	自立訓練（機能訓練）		1	1	9	267,150	3	3	10	368,070
	就労移行支援		41	22	245	41,332,201	35	20	209	35,086,088
	就 労 定 着 支 援		11	8	79	2,289,803	13	9	100	2,795,093
	就労継続支援（A型）		284	234	2,589	362,158,457	283	231	2,517	362,360,852
	就労継続支援（B型）		827	782	8,350	912,319,450	917	868	9,113	1,039,428,050
	訓練等給付費合計		1,460	1,318	14,109	1,750,011,224	1,579	1,441	15,188	1,949,087,202
付 費 相 談 支 援 給	計画相談支援		1,716	1,622	6,438	470,570	1,774	1,679	6,792	100,425,701
	地域移行支援		4	2	19	94,664,908	2	1	12	377,440
	地域定着支援		0	0	0	0	0	0	0	0
	相談支援給付費合計		1,720	1,624	6,457	95,135,478	1,776	1,680	6,804	100,803,141
合 計			4,366	4,436	34,794	4,039,072,828	4,639	4,645	36,932	4,392,514,634

※特定障害者特別給付費、高額障害福祉サービス費等給付費、やむを得ない事由による措置については計上していない。

※実人数：各年4月～3月末のサービス利用者実人数を計上。

※支給決定者数：各年2月末日現在のサービス支給決定者。ただし、2月末時点で支給決定者がいない場合は、当該年度において支給決定者がいる直近月の人数を計上。

②障害児通所支援給付費支給状況

障害児通所支援種別	令和 4 年度				令和 5 年度			
	実人数	支給決定者数	年間延べ利用者数	公費負担額 (円)	実人数	支給決定者数	年間延べ利用者数	公費負担額 (円)
児童発達支援	346	262	3,053	498,782,819	449	377	4,154	678,900,557
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	1	0	0
放課後等デイサービス	707	667	8,523	1,153,862,927	799	764	10,010	1,363,900,473
医療型児童発達支援	13	12	110	8,225,417	11	12	12	859,340
保育所等訪問支援	93	91	581	18,199,016	151	160	979	35,886,088
障害児相談支援給付	980	933	3,182	51,902,600	1,183	1,149	3,917	62,718,480
障害児通所給付費合計	2,139	1,965	15,449	1,730,972,779	2,593	2,463	19,072	2,142,264,938

※障害児通所医療費、高額障害児通所給付費、やむを得ない事由による措置等については計上していない。

※実人数：各年4月～3月末のサービス利用者実人数を計上。

※支給決定者数：各年2月末日現在のサービス支給決定者。ただし、2月末時点で支給決定者がいない場合は、当該年度において支給決定者がいる直近月の人数を計上。

(2) 障害福祉サービス等の内容

①介護給付・訓練等給付のサービス内容

介護・訓練等種別			サービス内容
介護給付費	訪問系	居宅介護	自宅等においての入浴や排せつ、食事等の介助、病院等への通院の介助を行います。
		行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で介助が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動支援等を行います。
		重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事等の介助や外出時の移動の支援を行います。
		同行援護	重度の視覚障害により移動が困難な方に、外出時に同行して移動の支援を行います。
	日中活動系	療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を提供します。
		生活介護	常に介護が必要な障がい者に、施設での入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動等の機会を提供します。
		短期入所（ショートステイ）	自宅において介護者が病気等により介護が困難な際に、短期間、施設に入所し、入浴や排せつ、食事の介護等を提供します。
	施設入所支援		障害者施設において入浴や排せつ、食事の介護等を提供します。
訓練等給付費	共同生活援助		共同生活の場所を提供し、住居における相談や日常生活上の援助をします。
	自立生活援助		施設を利用していた障がい者がひとり暮らしをはじめたときに、日常生活上の問題に対し、定期的に訪問して助言等の支援をします。
	宿泊型自立訓練		自立した日常生活や社会生活が行えるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	自立訓練（生活訓練）		
	自立訓練（機能訓練）		
	就労移行支援		就労を希望する方に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会を提供し、知識や能力向上のための訓練を行います。就労移行支援等を利用した障がい者が、一般就労に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での問題に対応できるよう企業や自宅への訪問、来所により必要な支援をします。
就労定着支援			

	就 労 継 続 支 援 (A 型)	一般就労が困難な障がい者に就労の機会を提供し、生産活動やその他の活動の機会を設け、就労に必要な知識や能力向上のための訓練、その他必要な支援を行います。
	就 労 継 続 支 援 (B 型)	
	計 画 相 談 支 援	障がい者のサービス利用開始時や定期モニタリング時に利用者への適正なサービス利用計画等を立案します。
相 談 支 援 給 付 費	地 域 移 行 支 援	住居の確保等の地域生活移行のための活動に関する相談、障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。
	地 域 定 着 支 援	居宅において単身等で生活する障害のある方に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、その他必要な支援を行う。

②障害児通所支援給付のサービス内容

障 害 児 通 所 支 援 種 別	サ ー ビ ス の 内 容
児 童 発 達 支 援	未就学(幼稚園も含む)の障がい児に対して、日常生活に必要な動作や知識を指導したり、集団生活に必要な適応訓練等を行います。
居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援	重度の障害やそれに準ずる状態にあり、通所での支援の利用が困難な障がい児に対して、居宅を訪問して発達支援をします。
放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	就学した障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
医 療 型 児 童 発 達 支 援	児童発達支援に加え、上肢・下肢又は体幹に障害のある児童に対して必要とされる治療を行います。
保 育 所 等 訪 問 支 援	保育所などに通う障がい児に対して、訪問して集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
障 害 児 相 談 支 援	障がい児のサービス利用開始時や定期モニタリング時に利用者への適正なサービス利用計画等を立案します。

(3) 障害支援区分認定審査会事業

福祉サービスの必要性を判断するため、障がい者の心身の状況を調査し、市町村審査会委員による障害支援区分の審査判定（2次判定）を経て、障害支援区分（1～6）を決定します。

区分認定の基準の考え方

障害支援 区分	基 準	認 定 人 数	
		令和4年度	令和5年度
1	認定調査の結果や医師意見書により確認された「申請者に必要とされる支援の度合い」が、これまでに「区分 1」と判定されるケースが最も多い状態像に相当する場合	7	9
2	認定調査の結果や医師意見書により確認された「申請者に必要とされる支援の度合い」が、これまでに「区分 2」と判定されるケースが最も多い状態像に相当する場合	51	71
3	認定調査の結果や医師意見書により確認された「申請者に必要とされる支援の度合い」が、これまでに「区分 3」と判定されるケースが最も多い状態像に相当する場合	53	76
4	認定調査の結果や医師意見書により確認された「申請者に必要とされる支援の度合い」が、これまでに「区分 4」と判定されるケースが最も多い状態像に相当する場合	84	71
5	認定調査の結果や医師意見書により確認された「申請者に必要とされる支援の度合い」が、これまでに「区分 5」と判定されるケースが最も多い状態像に相当する場合	75	68
6	認定調査の結果や医師意見書により確認された「申請者に必要とされる支援の度合い」が、これまでに「区分 6」と判定されるケースが最も多い状態像に相当する場合	133	115
非該当	認定調査の結果や医師意見書により確認された「申請者に必要とされる支援の度合い」が、これまでに「非該当」と判定されるケースが最も多い状態像に相当する場合	0	0

年度	障害支援区分調査件数	審査会開催数	審査判定数
令和4年度	731 件(418)	24 回	403 人
令和5年度	776 件(432)	24 回	410 人

*（ ）の件数は調査件数の内、介護給付に伴う認定調査の件数です。

(4) 地域生活支援事業

障害のある方がその有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民にもっとも身近な市町村が中心となって行う事業です。

事業名	利用数等	
	令和4年度	令和5年度
1. 相談支援機能強化事業（相談支援員）	相談員（強化分）12 人	相談員（強化分）12 人
2. 成年後見制度利用支援事業	申し立て：2件 報酬助成：26 人	申し立て：3件 報酬助成：18 人
3. 意思疎通支援事業		
（1）手話通訳者派遣事業	461 件	439 件
（2）手話通訳設置事業	3 人 819 件	3 人 745 件
（3）要約筆記奉仕員派遣事業	35 回	46 回
（4）手話奉仕員養成研修事業	基礎課程：12 人 開催 23 回 フォローアップ研修：6人 開催 3 回	入門課程修了者：9 人 開催 30 回
4. 日常生活用具給付事業	2,144 件	2,260 件
5. 移動支援事業		
（1）リフト付き福祉バス運行事業	32 人	32 人
（2）リフト付き福祉タクシー利用料助成事業	62 人	54 人
（3）重度障害者移動支援事業	10 人	8 人
（4）移動支援（個別支援型）	98 人	116 人
6. 地域活動支援センター機能強化事業	実人員：110 人 利用者延べ数：6,201 人 4 ヶ所（Ⅰ型2ヶ所 Ⅲ型2ヶ所）	実人員：128 人 利用者延べ数：6,174 人 4 ヶ所（Ⅰ型2ヶ所 Ⅲ型2ヶ所）
7. 任意事業		
（1）更生訓練費給付事業	0 人	0 人
（2）生活訓練等事業	15 回 19 人	15 回 14 人
（3）福祉機器リサイクル事業（福祉機器の貸出し）	145 件	164 件
（4）日中一時支援事業（日中預かり）	実施事業所 72 ヶ所 1,264 人（延べ人数） 6,239 日（延べ日数）	実施事業所 69 ヶ所 1,249 人（延べ人数） 6,302 日（延べ日数）
（5）重度身体障害者等訪問入浴サービス事業	2 人	2 人
（6）スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	118 人 12 回	93 人 5 回

(7) 芸術文化講座開催等事業	障がい者芸術文化講座（書道教室）：7 人 4回 芸術文化発表会（展示・舞台）の開催：115 人 1 回	障がい者芸術文化講座の開催（切り絵講座） 全 6 回 延べ参加人数 54 人
(8) 点字・声の広報等発行事業	点字訳：広報・社協だより等 312 部 音声訳：広報等 206 本	点字訳：広報・社協だより等 336 部 音声訳：広報等 276 本
(9) 自動車運転免許取得・改造助成事業	9 件	2 件
(10) 生活サポート事業	1 人	1 人

①精神保健福祉相談

精神障がい者が、地域で自立した生活が出来るよう相談を行います。

区 分			令和４年度	令和５年度	
相談、デイ・ケア、訪問指導実人員			390	464	
(再掲)新規者受付経路		市町村	35	62	
		医療機関	9	11	
		その他	119	153	
相談、デイ・ケア、訪問指導別内訳	相 談	相談実人員		356	434
		相談延べ人員	老人精神保健	3	9
			社会復帰	20	15
			アルコール	53	40
			薬物	0	3
			ギャンブル	0	2
			ゲーム	0	0
			思春期	0	0
			心の健康づくり	52	69
			うつ・うつ状態	60	54
			摂食障害	0	0
			てんかん	0	3
			その他	660	777
			計	848	972
	訪問指導	訪問指導実人員		120	117
		訪問指導延べ人員	老人精神保健	3	2
			社会復帰	3	12
			アルコール	29	25
			薬物	0	2
			ギャンブル	0	0
			ゲーム	0	0
			思春期	0	0
			心の健康づくり	14	34
			うつ・うつ状態	18	12
			摂食障害	0	0
			てんかん	1	2
			その他	236	252
			計	304	342
電話相談延べ件数		529	619		
普 及 啓 発	精神障がい者(家族)に対するもの	開催回数	1	1	
		延べ人数	66	87	
	うつ病に関する教室等の再掲	開催回数	0	0	
		延べ人数	0	0	
	地域住民と精神障がい者との地域交流会	開催回数	0	0	
		延べ人数	0	0	

②日常生活用具給付事業

身体障がい者（児）に対し、入浴補助用具、特殊便器、特殊寝台等の日常生活用具を給付し、その日常生活を容易にすることを目的としています。

年 度	件 数	公 費(千円)	自 費(千円)	合 計(千円)
令和4年度	2,144	25,710	849	26,559
令和5年度	2,260	24,287	841	25,128

③リフト付き福祉タクシー利用料助成事業（移動支援事業）

身体障がい者がリフト付きの福祉タクシーを利用する場合、その料金の一部を助成することにより、生活の利便性と社会参加を促進することを目的としています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交 付 人 数	51	62	54
利 用 実 人 数	36	42	37
利 用 枚 数	502	604	595

④地域活動支援センター事業

障がい者への創作活動や生産活動の機会の提供等を行う事業です。

型	事業所	令和4年度事業実績			令和5年度事業実績		
		利用者 実人員	延べ 利用者数	活動支援 件数	利用者 実人員	延べ 利用者 数	活動支援 件数
Ⅰ型	あ い あ い	79	2,615	3,402	89	3,008	4,756
	み ほ そ	20	1,359	2,184	24	1,512	2,471
Ⅲ型	ゆ い	8	1,483	3,422	8	1,161	2,496
	あ や は し 苑	8	744	812	7	493	695
合 計		115	6,201	9,820	128	6,174	10,418

⑤障害者相談支援事業（一般相談）

障がい者等の福祉に関する様々な問題に対し、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言や援助を行う相談支援事業です。

事業所等名	延べ相談件数	
	令和4年度	令和5年度
障がい福祉課	3,113	3,138
あいあい	1,338	3,488
ハルモニア	2,332	2,255
石川学院	2,184	1,570
サマンの木	3,044	4,649
合 計	12,011	15,100

(5) その他の制度

① 特別障害者手当等支給制度

特別障害者手当等支給状況の推移

※受給者数は年度末日の人数である。

		令和4年度	令和5年度
特別障害者手当	受給者数	177	179
	金額(千円)	57,838	58,741
障害児福祉手当	受給者数	134	129
	金額(千円)	24,452	24,344
経過的福祉手当	受給者数	2	2
	金額(千円)	357	363
合 計	受給者数	313	310
	金額(千円)	82,647	83,449

※千円未満切り捨てのため各手当の合計と合計欄が合わないことがあります。

(ア) 特別障害者手当の対象者: 20歳以上の在宅の重度障がい者

(イ) 障害児福祉手当の対象者: 20歳未満の在宅の重度障がい児

(ウ) 経過的福祉手当※20歳以上

従来の福祉手当の受給者のうち、特別障害者手当に該当せず、かつ、障害基礎年金も受給できない方に対して、経過的措置として従前の例により経過的福祉手当を支給します。

② 福祉電話設置・緊急通報システム事業

福祉電話は、低所得で電話のない一人暮らし及び外出困難な重度障がい者に対しコミュニケーション、緊急連絡等の手段として、無料で電話を設置する事業です。

緊急通報システム事業は、低所得で一人暮らしの身体障がい者等の急病又は事故等の緊急時に迅速かつ適切な対応ができるために、緊急通報システム通報機器を設置する事業です。

	令和4年度	令和5年度
福祉電話設置利用者数	2人	2人
緊急通報システム利用者数	4人	3人

③沖縄県心身障害者扶養共済制度

この制度は、心身障がい者の生活を終身にわたって安定させ、福祉の増進に資するとともに、保護者のもつ親なきあとの不安の軽減を図る目的とする制度です。心身障がい者を扶養している 65 歳未満の健康な扶養義務者が 2 口まで加入できます。

障がい者の範囲は、知的障がい者、身体障がい者 3 級以上、精神又は身体に永続的な障害のある方で、前記と同程度の障害と認められるもの、たとえば精神疾患、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病等です。

沖縄県心身障害者扶養共済制度加入状況

区 分	重複障がい者(児)	知的障がい者(児)	身体障がい者(児)	その他	合 計
令和 4 年度	2 人	10 人	7 人	1 人	20 人
令和 5 年度	2 人	11 人	7 人	1 人	21 人

沖縄県心身障害者扶養共済年金支給状況

区 分	重複障がい者(児)	知的障がい者(児)	身体障がい者(児)	その他	合 計
令和 4 年度	10 人	5 人	13 人	2 人	30 人
令和 5 年度	10 人	4 人	13 人	1 人	28 人

④うるま市離島地域障害福祉事業助成金

本市の離島地域(津堅島)における障害福祉事業の円滑な提供を図るため、当該地域に居住する障がい者に居宅での支援等を行う事業者に対し、予算の範囲内において助成金を交付する事業です。

	申請事業者数	派遣回数	助成金額(千円)
令和4年度	3	401	567
令和 5 年度	3	466	654

⑤うるま市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

市内に住所を有する在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付し、その日常生活の便宜を図ることを目的としています。

年 度	件 数	公 費(千円)	自 費(千円)	合 計(千円)
令和4年度	10	394	56	450
令和 5 年度	8	536	44	580